

南海地震条例（案）の骨子案

第1章 総則

第1 趣旨

この条例は、南海地震による災害（以下「震災」といいます。）から、県民の生命、身体、財産を守ることを目的に、予防から南海地震発生後の応急、復旧、復興までの⁽¹⁸⁾総合的な対策（以下「南海地震対策」といいます。）を~~総合的かつ~~計画的に行うため、県、県民、事業者等の~~責務や役割~~⁽¹⁹⁾責務を明らかにするとともに、震災に強い地域社会の実現を目指して、お互いに連携しながら効果的な南海地震対策を推進していくために必要な⁽²¹⁾基本的事項を定めるものです。

第2 定義

この条例の骨子案において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ次のとおりです。

- (1) 防災関係機関 市町村、国、指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）指定地方公共機関（同条第6号）公共的団体、防災上重要な施設の管理者
- (2) 事業者 県と防災関係機関以外の~~法人や事業を行う営む法人や個人~~^(6,7)と公立の学校や保育所
- (3) 自主防災組織 災害から自分達の地域は自分達で守るという住民の自覚と連帯感に基づき、町内会等の単位で自主的に結成された組織
- (4) 津波避難ビル等 津波から緊急に避難するための施設として、津波の浸水が予想される区域内において、市町村が指定する堅固な中高層建築物等の人工構造物。主に、昭和56年6月1日以後の耐震基準によって建築された建築物又は耐震診断によって耐震⁽²³⁾安全性が確認されている建築物であって、鉄筋や鉄骨鉄筋コンクリート造りの3階建以上の建築物が指定されます。
- (5) 緊急避難場所 高台（津波浸水のおそれのない高さに位置し、周辺住民が緊急に避難できる一定の広さのある場所）や津波避難ビル等
- (6) 災害時要援護者 高齢者、障害者、傷病者、~~妊産婦~~⁽²⁴⁾、乳幼児、外国人等であって、地震が発生したときに特別な援護を必要とする者

第3 基本理念

震災に強い地域社会が実現されるよう、次に掲げる事項を基本理念として南海地震対策を推進しなければいけません。

- (1) 県民は、南海地震（以下「地震」といいます。）という未曾有の災害に遭っても、生き抜くことは自らの権利であり、安易にその権利を放棄すべき（あきらめる）ものでは

ないと認識する一方、その権利（命）は自らで守らなければならないという自覚に基づき「自助」の取組を進めること。

(2) 県民、事業者等⁽⁷⁾は、それぞれの人の生き抜く権利が守られるよう、日頃から支え合い、地震発生後には互いに助け合う「共助」の取組を進めること。

(3) 県民、事業者等⁽⁷⁾の「自助」「共助」の取組を、「公助」として県、市町村等が支援し、補完することを基本に置き、行政⁽³⁰⁾、県⁽³⁰⁾、県民、自主防災組織、事業者、NPO⁽³⁰⁾社会貢献活動団体⁽³¹⁾、防災関係機関等さまざまな立場の方が、役割を分担し、お互いに連携して取り組んでいくこと。

(4) 地震から生命、身体、財産を守るため、一人一人ができることから取り組むことの必要性を、行政⁽³⁰⁾、県⁽³⁰⁾、県民、自主防災組織、事業者、NPO⁽³⁰⁾社会貢献活動団体⁽³¹⁾、防災関係機関等が、広く呼びかけながら、取組の輪を広げ、全県的な運動として展開していき、地震への備えを習慣として⁽³²⁾いくことで、生活、仕事、教育の中に防災文化としてを根付かせていくこと。

第4 県民の責務

- 1 県民は、自らの身は自らで守るため、日頃から⁽³³⁾地震に関する知識の習得、必要な備え、自らの判断による危険の回避等を行うよう努めなければいけません。
- 2 県民は、日頃から支え合うとともに、自助の取組が行動に移されるようお互い啓発し合い、地震が発生したときは助け合って避難、救助活動、避難生活等を行うよう努めなければいけません。

第5 事業者の責務

事業者は、その社会的責任を自覚し、あらかじめ事業活動において被害を少なくするための事前の対策を行い、地震が発生したときは事業所内の人の生命や身体を守り、震災後も自らの事業の継続や雇用の場の確保に努めなければいけません。

第6 県の責務

- 1 県は、「自助」「共助」の取組が促進され、継続して行われるよう、市町村、国等の防災関係機関と密接に連携し、その取組を支援するとともに、自らが行う社会基盤の整備、専門的な応急救助活動等の取組の計画的かつ総合的な推進に努めます。
- 2 県は、震災に強い地域社会を実現するため、市町村等と連携して、防災力を高める人づくり、日頃から支え合う地域づくり、ネットワークづくりの支援に努めます。

第 7 市町村の役割

市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、自主防災組織、ボランティアなどの地震防災に関係する機関と連携して、その市町村の住民の生命、身体、財産や地域を震災から守るための取組の推進に努めなければいけません。

第 2 章 揺れの被害から命を守る揺れによる被害を防ぐ⁽¹⁵⁾

第 1 既存建築物の耐震性の向上

- 1 既存建築物(昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準によって建築された建築物をいいます。)の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断を行い受け⁽⁴¹⁾、その結果に応じて耐震化(耐震改修や建て替えを行うことにより、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保することをいいます。)を行うよう努めなければいけません。
- 2 県は、自らが所有する既存建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化を行うよう努めます。また、計画的な耐震化の推進と施設利用者等の理解を促進するため、耐震化の優先順位等を定めた計画(県有建築物耐震化実施計画)を作成し、耐震診断の結果と併せて公表します。
- 3 県は、応急救助活動の災害対応、医療救護、救出・救助等の活動⁽⁴²⁾拠点や避難場所として使用されるなど、地震発生時に重要な役割を担う建築物の所有者や管理者に対し、耐震診断の実施、診断結果の公表、計画的な耐震化の促進を求めます。
- 4 県は、市町村、国、建築業界団体等と連携して、既存建築物の耐震化の実態を把握するとともに、耐震化の必要性などについての普及啓発⁽⁴³⁾の推進、相談体制の整備や耐震化に必要な等の支援に努めます。

第 2 屋内における転倒等危険物の安全性の向上

- 1 県民や事業者は、地震発生時に屋内における自らや来訪者、施設利用者等事業所内の人⁽⁴⁸⁾の安全を確保し、迅速かつ円滑に避難するため、家具、電気製品等の転倒や落下する危険がある物や窓ガラスなど飛散する危険がある物(以下「転倒等危険物」といいます。)について、あらかじめ配置の見直し、転倒等の防止等の対策を行うよう努めなければいけません。
- 2 県民は、地震が発生したときは、落下物から頭を守るなどの自らの身を守るために必要な行動をとらなければいけません。
- 3 事業者は、地震が発生したときは、来訪者、施設利用者等事業所内の人⁽⁴⁸⁾に対し、身を守るために必要な行動をとるよう促し、避難誘導を行うなどの来訪者、施設利用者、店員等事業所内の人⁽⁴⁸⁾の安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。
- 4 県は、屋内における転倒等危険物の安全対策に関する実態を把握するとともに、市町村、

国、転倒等危険物の製造販売事業者、転倒防止器具の販売取り付け事業者等と連携して、屋内における転倒等危険物の安全対策に関する実態を把握するとともに、その必要性についての啓発と安全対策の推進に努めます。

第3 屋外における危険工作物等の安全性の向上

- 1 地震発生時にブロック塀、自動販売機等の転倒の危険がある物や窓ガラス、外装材、屋外^(5.1)広告物等の落下の危険がある物（以下「危険工作物等」といいます。）の所有者や管理者は、これらの危険工作物等が、屋外において歩行者等に危害を及ぼしたり、避難等を妨げたりすることのないよう、あらかじめ、安全性を点検し、必要に応じて改修等を行うよう努めなければいけません。
- 2 県民は、地震発生時に危険工作物等の転倒や落下によって被害を受けることのないよう、日頃から、地域の危険性^(5.2)危険箇所の把握に努めなければいけません。また、地震が発生したときは、危険工作物等から直ちに離れ、又は近づかないようにしなければいけません。
- 3 県は、市町村、国、危険工作物等の設置団体等と連携して、屋外における危険工作物等の安全対策に関する実態を把握するとともに、その必要性についての啓発と^(4.3)安全対策の推進に努めます。

第4 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施

- 1 県は、地震により被害を受けた建築物や宅地（以下「被災建築物等」といいます。）が余震によって倒壊すること等により発生する二次災害を防ぐため、地震が発生したときは、市町村が行う被災建築物等の応急危険度判定（以下「応急危険度判定」といいます。）に協力するとともに、自らも応急危険度判定を行いますの支援を行います^(5.5)。
- 2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるよう、市町村や国と連携して、あらかじめ、応急危険度判定の制度を^(5.6)周知するとともに、応急危険度判定を行うことができる者を^(5.6)養成するとともにや受け入れ体制の整備、判定資機材の確保などの、応急危険度判定の制度の周知や実施体制の整備に努めます。
- 3 被災建築物等の所有者及び管理者は、地震が発生したときは、応急危険度判定に協力するとともに、判定結果に応じて、入居者や利用者の避難、当該建築物等の応急補強等を行うよう努めなければいけません。

第5 公共土木施設等の震災予防対策

県は、自らが管理する道路、橋梁、河川、港湾等の施設について、地震の揺れによる人的被害の軽減や緊急的な応急対策を実現するための機能を確保するため、あらかじめ、必

要に応じて点検し、改修等を行うよう努めます。

第3章 大津波から逃げる

第1 津波からの避難等

- 1 津波の浸水が予想される区域（以下「津波浸水予想区域」といいます。）に居住や滞在する者等（以下「居住者等」といいます。）は、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波予報の発表を待つことなく、自らの判断で高台などの津波の浸水のおそれがない場所に、原則自動車を使わず、直ちに避難しなければいけません。
- 2 この場合において、津波浸水予想区域の居住者等は、津波警報や注意報が解除されるまで、津波からの避難を継続しなければいけません。
- 3 また、津波浸水予想区域外にいた者は、津波警報や注意報が解除されるまで、津波浸水予想区域へ立ち入ってははいけません。
- 4 津波浸水予想区域に居住する者、通勤通学する者等は、津波から迅速かつ円滑な避難ができるよう、あらかじめ避難場所、避難路、避難の方法について確認するよう努めなければいけません。
- 5 ~~何人も~~、海岸附近又は河口附近にいるとき^(6.2) 者は、津波からの避難意識を持つようにならなければいけません。

第2 津波避難計画の作成

- 1 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の居住者等が津波から円滑に避難できるよう、市町村が作成する津波避難計画と内容の整合性をとりつつ、地域の避難場所、避難路、避難方法、津波浸水予想区域の範囲など津波からの円滑な避難に必要な情報を記載した計画（以下「地域の津波避難計画」といいます。）を市町村と協力して、作成しなければいけません。
- 2 津波浸水予想区域の居住者、事業者等は、自らが津波から避難する際の問題に向き合い、避難路、避難場所、避難方法を確実に確認するため、地域の津波避難計画の作成に参画するよう努めなければいけません。
- 3 県は、地域の津波避難計画の作成が進むよう、市町村と連携して、必要な情報の提供等の支援に努めます。

第3 津波避難訓練の実施等

- 1 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の津波避難計画に基づき、少なくとも年に1回、開催する季節、時間帯等さまざまな想定と工夫の下に、津波からの避難訓練を行わなければいけません。
- 2 自主防災組織は、津波からの避難訓練の結果を踏まえて、必要に応じてその地域の津波避難計画を見直さなければいけません。

- 3 津波浸水予想区域の事業者は、来訪者、施設利用者、~~店員等~~事業所内⁽⁴⁸⁾の人を津波から迅速かつ円滑に避難させるため、少なくとも年 1 回、津波からの避難訓練を行わなければいけません。この場合において、地域の自主防災組織との連携に努めなければいけません。

第 4 津波避難に関する情報~~提供~~を入手しやすい環境の整備等⁽⁶⁹⁾

- 1 県は、県民、事業者等が、日頃から津波の危険を知り、地震発生時に迅速かつ円滑に避難できるよう、市町村、国等と連携して、啓発を行うとともに、県民、~~事業者等~~が津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備に努めます。
- 2 津波避難に関する次の情報は、それぞれ次の手段で伝えます。
- (1) 津波の危険性を知らせるための情報
津波浸水予想区域を示す標識、津波の碑等の津波注意を喚起する物、津波の特性、避難時の行動等の知識を伝える掲示物等
- (2) 避難場所を知らせるための情報 避難場所の標識とそこに誘導する標識等
- (3) 津波発生を知らせるための情報 非常用緊急情報⁽⁷¹⁾の放送施設、道路情報表示等

第 5 津波からの緊急避難場所と避難路の確保等

- 1 県は、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるよう、市町村と連携して、緊急避難場所と避難路を確保するために必要な対策を進めます。
- 2 県民、事業者等は、自主防災組織、市町村等からの求めに応じて、自己の所有する土地や建築物が緊急避難場所や避難路として利用されることに協力するよう努めなければいけません。
- 3 緊急避難場所を利用する際、避難者は、他の避難者と協力して、秩序ある利用に努めなければいけません。

第 6 津波避難に係る県が管理する施設の点検等

- 1 県は、津波浸水予想区域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるよう支援するため、津波浸水予想区域において、県が管理する施設について次のことに努めます。
- (1) 堤防、防潮堤⁽⁷³⁾、水門等の施設の機能を確保するため、必要に応じて点検をし、可能な箇所から改修を行うこと。
- (2) 陸こうや水門の日頃からの津波の浸入を防ぐため、陸こうの常時閉鎖や支障のない高さまで水門扉を下げるなど、維持管理体制の整備をすること。⁽⁷⁴⁾

(新) 2 陸こうを利用する者は、陸こうが津波の浸入口とならないよう、利用後は閉鎖するよ⁽⁷⁵⁾

うに努めなければならない。

第4章 火災から身を守る

第1 出火や延焼の防止

1 県民、事業者等は、地震による火災の発生を防ぐため、地震が発生したときに、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、次の行動をとるよう努めなければいけません。

(1) 火気の使用を停止すること。

(2) 一ガス栓を閉めること。

~~(2)~~ (3) 電流制限器（ブレーカー）により電流を遮断すること。

2 火災が発生したときは、県民、事業者等は、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、消火や延焼の防止に努めなければいけません。

第2 火災への備え

1 県民、事業者等は、消火器等の初期消火に必要な用具の設置と適正な管理に努めなければいけません。

2 県は、市町村、消防本部等と連携して、火災の予防や火災から身を守るために必要な知識の啓発に努めます。

第3 防火訓練の実施等

1 自主防災組織、事業者等は、消火、通報、避難等の防火訓練を行うよう努めなければいけません。

2 県民は、防火訓練に積極的に参加し、火災から身を守るために必要な知識や、消火器、可搬式動力ポンプ等の消火用資機材の使用方法や消火技術の習熟に努めなければいけません。

第5章 土砂災害その他の危険から身を守る

第1 土砂災害等からの避難

1 県民は、地震発生後に次の危険が予想される場合は、直ちに危険箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければいけません。この場合において、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、周辺の居住者等への危険の周知に努めるものとします。

(1) 余震、降雨等による崖崩れと土石流

(2) 河道閉塞による上流の地域の水没及び河道閉塞部の決壊による土石流、山津波等

(3) 地盤沈下による浸水

(4) 堤防の決壊による浸水

(5) ため池の決壊による洪水

(6) 液状化による建築物や土木構造物の倒壊その他等

第 2 危険箇所の巡視等

- 1 県は、地震が発生したときは、さらなる被害の拡大を防ぐため、市町村等と連携して、危険箇所の巡視や点検(津波の危険が予想されるときはの海岸や河川における巡視や点検を除きます。)を行い、被害が発生するおそれがあるときは、居住者等への周知と立入禁止等の措置を速やかに行うよう努めます。
- 2 県民は、地震発生後に被害が発生するおそれがある次の異常現象を発見したときは、その旨を直ちに施設管理者、市町村等に通報するよう努めなければいけません。
 - (1) 河川、海岸、ため池等の堤防の破損や亀裂
 - (2) 河川の濁りや流木の混在、河川の水位の異常
 - (3) 山鳴り、がけの亀裂、沢やわき水の濁りや量の変化、地面のひび割れ等
- 3 ~~爆発物、有害物質などの危険物~~(この骨子案において、消防法⁽⁸⁵⁾上の危険物、毒物、劇物、火薬類、高圧ガス、水質汚濁性農薬等をいいます。第9章第2第1項第8号においても同じ。)を扱う施設の管理者は、地震が発生したときは直ちに施設を点検し、施設に被害が発生している又は発生するおそれがあるときは、被害の拡大の防止の措置を速やかに行うとともに、関係機関への連絡や周辺の居住者等への周知を行わなければいけません。

第 6 章 災害から命を救う

第 1 応急活動と体制の整備

- 1 県は、地震が発生したときは、防災関係機関と連携して、人命の救助、~~救急、医療、~~医療救護⁽⁸⁶⁾活動、消火活動、避難所の設置と運営、被災者への食料と飲料水の供給等(以下「応急活動」といいます。)を行います。この場合において、~~人命の救助に関連するより多くの人命~~を救う⁽⁸⁸⁾活動を最優先に行います。
- 2 県民は、一人でも多くの人命が救われるよう、医療救護活動においてトリアージ(医師等が、傷病者の緊急度や重症度により搬送や治療を行う優先順位をつけることをいいます。)に基づき、重症で緊急度が⁽⁸⁹⁾高く、かつ、救命できる可能性の高い者から優先して搬送や治療がされることをあらかじめ理解するとともに、地震が発生したときは医師等の判断に従わなければいけません。
- 3 県は、地震が発生したときは、防災関係機関と連携して応急活動に必要な情報の収集に努めるとともに、収集した情報を報道機関等と連携して県民に提供します。
- 4 県は、地震発生時に迅速かつ的確に応急活動を行うため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、実践的な訓練⁽⁹⁰⁾を行うとともに、応急活動に必要な資機材、人員、土地等を確保するなど、応急活動体制の確立に努めます。

第 2 自主防災組織等の救助活動

- 1 自主防災組織、事業者等は、地震が発生したときは、生き埋め者等倒壊家屋等からの救出、負傷者等の応急手当と、搬送等（以下「救助活動」といいます。）を行うよう努めなければいけません。
- 2 自主防災組織、事業者等は、日頃から、救助活動のための資機材の整備と点検、救助活動に必要な知識や技術の習得に努めなければいけません。
- 3 県は、地震発生時に自主防災組織、事業者等が被災者の救助に当たることができるよう、防災関係機関等と連携して、あらかじめ必要な支援に努めます。

第3 緊急輸送の確保

- 1 県は、地震発生時に迅速な応急活動を実施するため、防災関係機関等と連携して、負傷者の搬送や応急活動に必要な人員と物資の陸路、海路、空路による輸送（以下「緊急輸送」といいます。）の確保に努めます。
- 2 県民は、緊急輸送などのために車両の通行規制が行われた道路では、規制に従わなければいけません。また、通行規制が行われていない道路であっても、救急車、消防車等の通行を妨げる可能性がある場合は、車両の使用を控えるよう努めなければいけません。
- 3 県は、緊急輸送を確保するため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ地震発生時の交通規制の遵守等に関する啓発を行うとともに、地震が発生したときは交通規制が行われる路線等の情報の周知に努めます。

第7章 被災者の生活を支える

第1 復旧活動の実施

- 1 県は、地震が発生したときは、早期に被災者の生活が安定するよう、防災関係機関等と連携して、被災者への情報提供、住宅の確保、保健衛生、心のケア、ライフライン（電気、通信、水道、ガス、下水道）や公共施設等の被災施設の復旧、災害廃棄物の撤去、学校教育の再開、社会秩序の維持等の対策（以下「復旧活動」といいます。）の実施に努めます。
- 2 県民は、防災関係機関等が行う復旧活動に協力するとともに、被災後の生活においては、お互いが支え合い、助け合うよう努めなければいけません。
- 3 県は、被災後できるだけ早期に被災者の生活が安定するよう、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、復旧活動に必要な資機材、人員、土地等を確保するなど、復旧活動体制の確立に努めます。

第2 災害ボランティア活動への支援⁽¹⁰⁰⁾

- 1 ボランティア活動の支援や調整を行う団体（以下「ボランティア支援団体」といいます。）は、地震発生時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、あらかじめボランティアコーディネーターの育成やボランティアの受入など必要な体制づくりを行うとともに、地震が発生したときはボランティア活動の支援や調整に努めるものとしします。

- 2 県は、市町村と連携して、あらかじめボランティア支援団体の体制づくりを支援するとともに、地震が発生したときはボランティア支援団体の活動の支援に努めます。

3-第3 専門ボランティア⁽¹⁰⁰⁾の活用

県は、復旧活動⁽¹⁰⁰⁾、被災者への救援等に当たって技能や知識など専門性を有するボランティア（以下「専門ボランティア」といいます。）を活用するための体制を、市町村、関係団体等と連携して⁽¹⁰¹⁾、あらかじめ整備するとともに、地震が発生したときは専門ボランティアの効果的な活用に努めます。

第8章 震災からの復興を進める

第1 復興対策

- 1 県は、被災後、早期に県民の生活の再建や社会経済活動が再開できるよう、市町村等と連携して、速やかに復興計画を策定作成し、この復興計画に基づき対策を実施します。
- 2 県は、復興計画の策定作成に当たって、県民が将来に希望を持って生活できるよう、住宅と雇用の確保、コミュニティの維持や形成を優先することとし、復興のあり方については県民と十分に協議し、合意形成を行うよう努めます。
- 3 県、県民、事業者等は、復興に当たっては、それぞれの役割を果たし、協働して取り組むとともに、震災の経験や教訓を活かして、災害に強い人、コミュニティ、まちづくりに寄与するよう努めなければいけません。

第9章 震災に強い人や地域づくりを進める

第1節 地域防災力⁽¹³⁾の強化

第1 県民の備え

県民は、地震発生時に自らや家族、近隣住民⁽⁹²⁾の安全を確保す生命、身体を守るため、知識の習得に努めるとともに、次の備えをするよう努めなければいけません。

- (1) 既存建築物の耐震性の確保や建築物の耐震性の維持のための点検や補修
- (2) 危険工作物等の点検や改修、転倒等危険物の転倒等の防止
- (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置と管理
- (4) 避難を円滑にするための用具⁽⁴⁶⁾と非常持ち出し品の準備

(5) 応急手当に関する技術⁽¹⁰³⁾の習得

~~(5)~~ (6) 食料、飲料水、医薬品、生活必需品⁽¹⁰⁴⁾等の備蓄と医薬品の確保

~~(6)~~ (7) 緊急避難場所と避難所の位置、避難路、避難方法、家族間の連絡方法等の確認

~~(7)~~ (8) その他自ら や家族、^(9,2)近隣住民の安全を確保す生命、身体を守るために必要となる
備え

第2 事業者の備え

1 事業者は、地震発生時に事業所内の人の 安全の確保と生命、^(9,2)身体を守り、 事業の継続を行うため、次の備えをするよう努めなければいけません。

- (1) 既存建築物の耐震性の確保や建築物の耐震性の維持のための点検や改修
- (2) 危険工作物等の点検や改修、転倒等危険物の転倒等の防止
- (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置と管理

(4) 避難を円滑にするための用具と非常持ち出し品の準備

(5) 食料、飲料水 等^(10,4)の備蓄、医薬品等 の備蓄品の確保と応急的な措置に必要な資機材等の整備

~~(5)~~ (6) 事業所の地震活動^(11,2)地震防災に関する体制整備、啓発、研修、訓練等の実施

~~(6)~~ (7) 事業継続計画の作成 ^(10,5, 11,3, 11,4)と必要な備え

(8) 木材や船舶等の流出や、危険物の漏出等、^(3,4, 10,8, 10,9)地震発生時に人の生命、身体に被害を与えないための適切な管理

~~(7)~~ (9) その他事業所内の人の 安全の確保^(9,2)生命、身体を守るためと事業の継続^(11,3, 11,4)を行うため
に必要となる備え

2 事業者は、地域の自主防災組織等が実施する防災訓練その他の地震防災の活動と連携するよう努めるものとします。

第3 自主防災組織の活動の推進

1 県民は、その居住する地域において自主防災組織を結成し、積極的に活動に参加するよう努めなければいけません。

2 自主防災組織は、地震発生時に地域の住民の安全を確保するため、市町村等と連携して、あらかじめ次の活動をするよう努めなければいけません。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 発生の予想される被害、危険箇所、避難場所、避難路、通報先^(8,3)等の把握、防災マップの作成、地域の居住者等へのこれらの情報の周知
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 地震防災用の資機材等の整備と点検

- (5) 救助活動のための技能の取得
 - (6) 災害時要援護者の把握と避難のための仕組みづくり
 - (7) 転倒等危険物の転倒等防止対策の推進
 - (8) その他被害の軽減のための活動
- 3 自主防災組織は、地震が発生したときは、市町村等と連携して、次の活動を行うよう努めなければいけません。
- (1) 情報の収集と伝達
 - (2) 居住者等の避難誘導活動
 - (3) 出火の防止と初期消火
 - (4) 負傷者等の救助活動
 - (5) 安否確認
 - (6) 炊き出し等の給食給水活動
 - (7) 災害危険箇所の把握
 - (8) その他必要な活動
- 4 自主防災組織は、活動を活性化するため、他の自主防災組織、地域の~~学校、事業所~~^(6,7)事業
者その他の地域の活動団体と連携に努めるものとします。
- 5 県は、市町村と連携して、自主防災組織の設立や活動に必要な支援をするとともに、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成に努めます。

第4 南海地震^(1,3)対策推進週間

- 1 県民、事業者、自主防災組織^(1,2,9)等の南海地震対策への理解を深め、備えの一層の充実が図られるよう、南海地震対策推進週間を設けます。
- 2 南海地震対策推進週間は8月30日から9月5日までとし、この週間に県、県民、事業者、自主防災組織^(1,2,9)等は、自らの南海地震への備えの点検と充実を図り、必要な訓練を行うよう努めるものとします。
- 3 県は、防災関係機関等と連携して、南海地震対策推進週間における県民、事業者、自主防災組織^(1,2,9)等の取組が実施されるよう支援します。

第2節 災害時要援護者^(1,3)への支援等

第5-4 災害時要援護者への啓発と支援

- 1 県は、災害時要援護者の生命の安全や被災後の生活が守られるよう、市町村等と連携して、災害時要援護者や家族があらかじめ取り組むべき備えや地震時に取るべき行動などに関する啓発を行うとともに、災害時要援護者を地域で支え合う仕組みづくりの促進に努め

ます。

- 2 自主防災組織等は、地震が発生したときは、災害時要援護者の避難誘導や救助、安否確認、生活支援など（以下「災害時要援護者支援」といいます。）を行うよう努めるものとします。
- 3 県は、地震が発生したときは、防災関係機関等と連携して、災害時要援護者が必要とする情報を提供するとともに、災害時要援護者の生活面に配慮し、応急活動や復旧活動の実施に努めます。

第 6-5 災害時要援護者の情報の把握と管理

- 1 自主防災組織等は、地震発生時に災害時要援護者支援が行うことができるよう、日頃から地域の災害時要援護者の把握に努めるものとします。
- 2 災害時要援護者は、日頃から地域の自主防災活動等に参加するとともに、自主防災組織等にあらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとします。
- 3 ~~災害時要援護者の情報を提供されたものは、提供された情報を適切に管理し、提供された目的以外に利用してはいけません。~~
自主防災組織等は、提供された災害時要援護者に関する情報を、高知県個人情報保護条例による指針に基づき適正に管理するものとします。

第 7-6 社会福祉施設における利用者災害時要援護者が利用する施設の安全確保

社会福祉施設の障害者施設、高齢者施設、医療機関、学校その他の災害時要援護者が利用する施設の設置者は、地震発生時に利用者の避難誘導や応急復旧を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、利用者の特性を踏まえて地震に対する施設内の安全を確保するとともに、避難誘導や応急復旧活動に係るマニュアルの作成、マニュアルに基づく訓練、地震発生後早期にサービスを再開するために必要な対策を行うよう努めなければいけません。

第 3 節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等

第 8-7 防災教育の推進

~~県は、幼児、児童、生徒、学生が地震防災に関する理解を深め、地震発生時において自らの安全を確保できるよう、学校（学校教育法第 1 条）や保育所（児童福祉法第 7 条）において防災教育が推進されるための支援に努めます。~~

- 1 学校や保育所の設置者や管理者は、幼児、児童、生徒、学生が地震防災に関する理解を深めるとともに、地震発生時において自らの安全を確保できるよう、地震防災に関する教育の実施に努めなければいけません。
- 2 県は、学校や保育所において、地震防災に関する教育が推進されるよう支援に努めます。

第 9-8 県の広報や情報の提供

- 1 県は、県民、事業者等の防災知識の普及と防災活動の推進を図るため、防災関係機関等

と連携して、地震防災に関する広報活動の実施と^(110,111)相談体制の整備に努めます。

- 2 県は、県民、事業者等が地震に対する備えや地震発生時の迅速かつ適切な行動が行えるよう、国、市町村等と連携して、あらかじめ揺れ、津波、火災、液状化、土砂災害、地盤沈下等に関する情報の提供に努めます。

第 10-9 人材の育成や活用

県は、市町村、⁽¹²⁷⁾社会貢献活動団体等と連携して、地域や事業所における地震防災に係る活動に適切な助言や指導ができる人材の育成や活用に努めます。

第 10-~~9~~⁽¹³⁾ 南海地震対策推進週間

- ~~1 県民、事業者等の南海地震対策への意識を高め、備えの一層の充実が図られるよう、南海地震対策推進週間を設けます。~~
- ~~2 南海地震対策推進週間は8月30日から9月5日までとし、この週間に県、県民、事業者等は、自らの南海地震への備えの点検と充実を図り、必要な訓練を行うよう努めるものとします。~~
- ~~3 県は、防災関係機関等と連携して、南海地震対策推進週間における県民、事業者等の取組が実施されるよう支援します。~~

第 10 章 総合的な南海地震対策を進める

第 1 行動計画の作成等

- 1 知事は、この条例に定める内容の実効性を高めるために、県が取り組むべき総合的な対策を計画的に進めるための計画（以下「行動計画」といいます。）を作成します。
- 2 行動計画には、次のことを定めます。
- (1) 施策の基本的な方向
- (2) 具体的な取り組み
- (3) 達成すべき目標
- (4) その他必要な事項
- 3 知事は、行動計画の作成にあたっては、県民参加の方法により県民からの意見を聴くように努めます。
- 4 知事は、行動計画に基づく対策の実施状況を、毎年、点検し、公表します。また、実施の効果を検証し、必要に応じて、行動計画の見直しを行います。